

○国家公安委員会規則第 号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第五項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項（同法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条の二第三項及び第四十五条、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十三項及び第十五項並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(公示送達の方法)

第四十八条の二 「1」法第三十九条の二第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び次項において同じ。）と公示事項（法第三十九条の二第三項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。次項第二号において同じ。）を使用するもの

2 法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により

方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る公示送達については、公示事項（送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び方面公安委員会がその書類をいつでも送達

改正前

(公示送達の方法)

第四十八条の二 「項を加える。」

1 法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により

方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）については、法第三十九条の二第

を受けるべき者に交付する旨をいう。以下この項において同じ。
）を、方面公安委員会の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧
をする者の使用に係る電子計算機（方面公安委員会の使用に係る
電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる
機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情
報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当す
るものにより不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置く
とともに、公示事項が記載された書面を当該方面公安委員会の掲
示板に掲示し、又は公示事項を当該方面公安委員会の庁舎に設置
した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ
る状態に置く措置を執ることにより行うものとする。

一 方面公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイ
ルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用
に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するも
の

3 前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が
同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に
行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について
準用する。この場合において、前項中「方面公安委員会が」とあ
るの「警視総監又は道府県警察本部長が」と、「方面公安委員
会の使用」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長の使用」
と、「当該方面公安委員会」とあるのは「警視庁又は道府県警察
本部」と読み替えるものとする。

三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において
行うものとする。

「各号を加える。」

2 前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が
同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に
行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について
準用する。この場合において、前項中「当該方面公安委員会」と
あるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとな
る。

4|| 第二項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第二項中「方面公安委員会が」とあるのは「方面本部長が」と、「方面公安委員会の使用」とあるのは「方面本部長の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「当該方面本部」と読み替えるものとする。

5|| 第二項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第二項中「方面公安委員会が」とあるのは「警察署長が」と、「方面公安委員会の使用」とあるのは「警察署長の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。

3|| 第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4|| 第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正)
正)

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後

(意見聴取の公示)

第十五条 法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、意見聴取の期日及び場所（以下この項において「公示事項」という。）を、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることがができる状態に置く措置を執ることにより行わなければならない。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（

改正前

(意見聴取の公示)

第十五条 法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

「各号を加える。」

<p>昭和四十五年法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) を使用するもの</p> <p>2 「略」</p> <p>(意見聴取の期日及び場所の変更)</p> <p>第十六条 「1、3 略」</p> <p>4 前条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。この場合において、同条第一項中「及び場所」とあるのは、「又は場所を変更した旨」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見聴取の続行)</p> <p>第二十三条 「1・2 略」</p> <p>3 第十五条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。この場合において、同条第一項中「意見聴取」とあるのは、「新たな期日における意見聴取」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見聴取期日外における証拠調)</p> <p>第三十四条 「1、3 略」</p> <p>4 第二十五条の規定は、公安委員又は意見聴取官(これらの者が主宰者である場合を含む。)が第一項の証拠調を行った場合について、第三十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは、「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調調書」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>(意見聴取の期日及び場所の変更)</p> <p>第十六条 「1、3 同上」</p> <p>4 前条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。</p> <p>(意見聴取の続行)</p> <p>第二十三条 「1・2 同上」</p> <p>3 第十五条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。</p> <p>(意見聴取期日外における証拠調)</p> <p>第三十四条 「1、3 同上」</p> <p>4 第二十五条の規定は、公安委員又は意見聴取官(これらの者が主宰者である場合を含む。)が第一項の証拠調を行った場合について、第三十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは、「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調調書」と読み替えるものとする。</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第三条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(意見の聴取の期日及び場所の変更) 第八条 「1～3 略」 4 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の規定による措置をとることに<u>よって</u>行うものとする。 (意見の聴取の続行) 第十一条 「1・2 略」 3 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の規定による措置をとることに<u>よって</u>行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(意見の聴取の期日及び場所の変更) 第八条 「1～3 同上」 4 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の<u>掲</u>示板に提示して行うものとする。 (意見の聴取の続行) 第十一条 「1・2 同上」 3 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の<u>掲</u>示板に提示して行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(公示送達の方法)

第十三条 「1」法第五条第十三項の国家公安委員会規則で定める方法は、都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第十三項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る公示送達についての法第五条第十三項及び前項の規定の適用につ

改正前

(公示送達の方法)

第十三条 「項を加える。」

「1」 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五

いては、同条第十三項中「公安委員会の」とあり、及び前項中「都道府県公安委員会の」とあるのは、「方面公安委員会の」とする。

条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第四十八条の二第二項から第五項まで

二 第二条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第十五条第一項、第十六条第四項及び第二十三条第三項

三 第三条の規定による改正後の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規

則第八条第四項及び第十一条第三項

四 第四条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第十三条第二項